

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
人口動態調査のオンライン調査の状況について	○ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。【No. 71】
これまでの統計委員会の意見	<p>＜令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）＞（詳細は別紙参照）</p> <p>厚生労働省が関係機関に対して人口動態調査のオンライン報告システムの利用促進に継続的に取り組んでおり、その結果、全ての都道府県及び保健所において導入されていることや、市区町村においても導入がある程度進展していることは評価できる。</p> <p>一方、同調査において重要な役割を担う保健所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務の逼迫が指摘されており、オンラインでの報告の意義が再確認されたところである。</p> <p>このため、厚生労働省は、オンライン報告システムを未導入の市区町村に対し、その理由を十分に確認した上で、更なる利用の促進を図ることや、今後の行政のデジタル化に係る検討内容を踏まえ、統計業務の継続性の確保の観点から、システム改修等を通じたデータ収集の迅速化・統計作成事務の効率化に継続的に取り組むことが望まれる。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）＞（別紙参照）</p> <p>＜令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）＞</p> <p>○ 令和元年度（2019年度）は、オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。</p> <p>① J A V A（J R E）インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。</p> <p>② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。</p> <p>令和2年度（2020年度）は、作成事務の更なる効率化を図るため、調査票の送信漏れ防止等の改修を行った。【厚生労働省】</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ オンライン報告システムについては、約6割の市区町村においては未導入となっているものの、市区町村におけるシステム導入環境の整備や財源等の確保といった課題もあるのではないかと考えられる。そうした中で、厚生労働省において、システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図ることを通じて、オンライン報告システムの利用を後押ししている点は評価できるのではないかと。</p> <p>○ 一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所における統計業務の継続性の確保が課題となったことを勘案すると、次期基本計画においても、オンライン報告システム改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に取り組むことを記載し、統計業務の継続性の確保に努めることとしてはどうか。</p> <p>なお、各統計調査のオンライン導入率は、毎年統計法施行状況報告において把握することとしており、本調査のオンライン報告システムの推進状況は、同報告でフォローアップすることとしてはどうか。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>○ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。【厚生労働省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
備考（留意点等）	

令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）  
（抜粋）

## 2 人口動態調査のオンライン報告システムの改修

第Ⅲ期基本計画では、厚生労働省が、人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組み、令和元年度（2019年度）中に実施することとされている。

### （1）取組状況

人口動態調査は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づいて届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を把握し、その実態を明らかにすることを目的として実施されているものである。

報告の系統は、上記届出に基づいて市区町村において調査票等の作成を行い、保健所、保健所を設置する市・特別区、都道府県において、それぞれ調査票の受付及び内容審査等を経て、厚生労働省に提出されるものとなっている。

これまで、厚生労働省は、本調査の業務の効率化及びコスト削減のため、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）の一部改正（平成29年10月2日）により、調査票の送付については原則、オンライン報告システムを用いることとしており、また、同システムの利用促進に向け、関係機関に対する説明会の実施や導入の依頼等のほか、令和元年度中に同システムのユーザーの利便性の向上等を図るための機能追加・改修を行うなどの取組を実施している。

これらの取組により、オンライン報告システムは、令和2年8月末現在、全ての都道府県、保健所及び全国の約三分の一の市区町村において導入済となっている。

また、オンライン報告システムが未導入の残りの約三分の二の市区町村においても、調査票等は、USBメモリなどの電子媒体で保健所に送付しており、ほとんどの市区町村で調査票等の電子化が図られている状況となっている。

### （2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

厚生労働省が関係機関に対して人口動態調査のオンライン報告システムの利用促進に継続的に取り組んでおり、その結果、全ての都道府県及び保健所において導入されていることや、市区町村においても導入がある程度進展していることは評価できる。

一方、同調査において重要な役割を担う保健所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務の逼迫が指摘されており、オンラインでの報告の意義が再確認されたところである。

このため、厚生労働省は、オンライン報告システムを未導入の市区町村に対し、その理由を十分に確認した上で、更なる利用の促進を図ることや、今後の行政のデジタル化に係る検討内容を踏まえ、統計業務の継続性の確保の観点から、システム改修等を通じたデータ収集の迅速化・統計作成事務の効率化に継続的に取り組むことが望まれる。